

久喜市と大塚製薬株式会社との健康増進に関する包括連携協定書

久喜市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、市民サービスの向上及び市民の健康的な生活の実現を目指すため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の市民サービスの向上と市民の健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携及び協力をする。

- (1) 健康づくりに関すること
- (2) 熱中症対策に関すること
- (3) 女性の活躍に関すること
- (4) スポーツ振興に関すること
- (5) 災害時における協力に関すること
- (6) 前各号に定めるもののほか、本協定の目的に沿うこと

2 前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行い、具体的な実施方法等については、甲乙合意の上、決定する。

（連絡調整窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に定める事項を円滑に、かつ効果的に推進するため、それぞれの担当者間で、情報の共有に努めるとともに、適宜、連絡調整等を行うものとする。

（責任）

第4条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により甲又は乙に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第3条に規定する取組みの検討及び実施により知り得た相

手方の秘密情報（公知の情報を除く。）を相手の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示、漏えいしてはならず、本協定の目的以外に使用してはならない。

2 甲及び乙は本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期限が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（変更及び解除）

第7条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑義の協議）

第8条 本協定に定め事項に関して疑義が生じたとき、本協定に定められた内容を変更するとき又は本協定に定めのない事項については、両者が協議のうえ、別途、覚書を取り交わして決定し、処理するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年9月27日

甲 埼玉県久喜市下早見85番地の3
久喜市

久喜市長 梅田修一

乙 埼玉県上尾市瓦葺929番地1
大塚製薬株式会社大宮支店

支店長 平坂秀司